

シートベルト着用促進コーナー

平成20年6月1日から、改正道路交通法により後部座席のシートベルト着用が義務化されました!

運転席、助手席はもちろん後部座席においてもシートベルトを正しく着用しましょう!

当面、高速道路（高速自動車国道又は自動車専用道路）での違反についてのみ、行政処分の基礎点数1点が付されることとなります。



後部座席でシートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、

**自分自身が大きな被害
車外放出
前席同乗者への加害**

などの危険性があります。

後部座席でのシートベルトの着用は、自分自身のほか、同乗している家族や友達の大切な「命」を守ります。

車に乗ったら前席も後席もシートベルト（6歳未満はチャイルドシート）を着用しましょう。

後部座席でのシートベルト非着用の危険性について [ここをクリック](#)

シートベルト着用率について [ここをクリック](#)

交通事故統計データについて [ここをクリック](#)